

恵那西中学校 保護者への引き渡しについて

恵那市の規定にしたがい、生徒が学校到着後に警報が発表された場合、以下のように保護者への引き渡しを行う。

1 引き渡しの判断

- (1) 保護者への引き渡し決定
- (2) 下校や保護者の来校も危険な場合には、校内の安全な場所で一時待機
- (3) 生徒が登校後9時30分以前に警報が発表された場合、給食を食べずに引き渡す
- (4) 生徒が登校後9時30分以降に警報が発表された場合、給食を食べてから引き渡す

2 引き渡しのお知らせ

- (1) 告知放送の後、緊急配信メールで保護者へ引き渡しを知らせる。
- (2) 警報発表後、約30分後、または給食後をめぐりに引き渡しを開始する旨を伝える。

3 引き渡しの方法 (原則「緊急時の生徒引き渡しカード『引き取りに来る人』」に引き渡す)

- (1) 保護者の移動、駐車について
 - ①原則、正門から進入し、南門へ出る一方通行とする。
 - ②体育館周辺に車を駐車する。(生徒玄関前では駐停車をしない)
*学校周辺の道路状況で変更する場合がある。その際は、配信メールで確認すること
- (2) 生徒の引き取りについて(保護者)
 - ①生徒玄関で、学年ごとの受付を行う。
 - ②生徒の教室へ迎えに行く。
 - ③生徒を担任から引き取り一緒に下校する。

4 その他

- (1) 引き取りに来る時間が遅くなる場合
 - ・何時頃になりそうか学校に連絡をいれる。
- (2) 引き取りに来る人を変更する場合
 - ① 保護者は学校に、引き取りに来る人が変わることを連絡する。
 - ② 学校は、その連絡を受け、引き取りに来た人を確認し生徒を引き渡す。
 - ③ 家へ着いたら、生徒又は保護者から学校に連絡をする。
- (3) 災害等で引き取りに来ることができない場合
 - ・生徒は学校待機とする。
- (4) 兄弟姉妹関係の引き取り受付について
 - ・長子の受付のみで受付する